

みやぎ食の安全安心消費者モニター制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、みやぎ食の安全安心推進条例（平成16年宮城県条例第31号。以下「条例」という。）に基づく消費者の役割を、自らの行動で積極的に果たす人材を育成し、県民参加で食の安全安心確保対策を推進するため、みやぎ食の安全安心消費者モニター（以下「モニター」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 モニターの対象者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 宮城県内に在住する満18歳以上で、食の安全安心について関心を持つ者

(2) 無償ボランティアで第3に掲げる活動を行える者

(活動内容)

第3 モニターの活動内容は、次のとおりとする。

(1) 県が行うアンケート調査等に積極的に協力する。

(2) 県が開催する食の安全安心に関する会議や講習会に積極的に参加し、食の安全安心に関する正しい知識を身に付ける。

(3) 県に対し、食の安全安心に関する意見を提言する。

(意見等の処理)

第4 県は、モニターから寄せられた意見等について、分類整理した上、関係課等に送付し、関係課において施策への反映を図るとともに、広く食の安全安心確保の参考に資するものとする。

2 危害情報については、県等において事実確認を行い、疑義がある場合は、関係法令に基づき処理するものとする。

(登録)

第5 モニターは、登録制とし、登録しようとする者は、登録申込書（別記様式1）を県のホームページへの送信又はFAX若しくは郵送により提出の上、登録するものとする。

2 前項の登録は、随時行うことができるものとする。

3 県は、第1項の登録があった場合は、登録番号を付与するとともに、モニター登録証（別記様式2）を交付するものとする。

4 モニターは、登録内容の変更等があった場合は、みやぎ食の安全安心消費者モニター登録変更届出書（別記様式3）により変更を行うものとする。

(任期)

第6 モニターの任期は、登録日から3年間とし、モニターから活動中止の申出が無い限り、更新されるものとする。

2 県は、モニターから活動中止の申出があった場合、モニター活動継続の意思が無いことが確認された場合又はモニターとしてふさわしくない行為があった場合、登録を取り消すことができるものとする。

(遵守事項等)

第7 モニターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) モニターの地位を利用して利益又は便宜供与等を受けることなく、常に公正中立な立場でモニター活動を行うこと。

(2) モニターは、法律に基づく監視権限は付与されていないことを自覚し、第3各号に掲げる活動以外の活動を行うことにより、食品販売店等に損害を与え、及び食品販売店等との間に問題が発生しないよう十分配慮すること。

2 モニター活動中の事故、モニター活動により生じた損害及び問題については、モニター個人で対応、処理し解決することとする。

(食品表示ウオッチャーの委嘱)

第8 県は、モニター登録している者の中から活動概要の報告や講習会への参加、地域バランスを考慮し、食品表示ウオッチャーを委嘱するものとする。

(費用負担)

第9 モニター活動で発生する費用については、自己負担を原則とし、県は、いかなる場合においても、謝礼、費用弁償等の支払を行わないものとする。

(事務)

第10 モニターに関する事務は、食と暮らしの安全推進課で行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

(別記様式1)

申込年月日 平成 年 月 日

みやぎ食の安全安心消費者モニター登録申込書

ふりがな	
氏名	(男・女)
住所	(〒 -)
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生 (才)
職業 (1つだけ選択してください)	1 自営業 2 会社員・公務員 3 パート・アルバイト 4 生産者(農業・水産) 5 主婦(夫) 6 学生 7 無職 8 その他()
電話番号(市外局番から)	
FAX番号(※1)	
このモニター制度は何でお知りになりましたか?	1 県政だより等の広報誌 2 県が開催した研修会等 3 ホームページ 4 その他()

みやぎ食の安全安心消費者モニターに登録を申し込みます。

※1 FAXを利用する方は、必ず記入願います。

※2 この申請書に記載された個人情報については、みやぎ食の安全安心消費者モニター制度実施要領に基づく活動を推進する範囲内で適正に使用します。

※3 モニター活動に係る謝礼等は一切ありません。

みやぎ食の安全安心消費者モニター登録証

○ ○ ○ ○

登録番号	
登録日	
モニター心得	<ol style="list-style-type: none">1 県の食の安全安心県民総参加運動へ参加し、県の食の安全安心の取組に積極的に参加します。2 法律に基づく調査権限は付与されていないことを自覚し、風評被害や営業妨害が発生しないよう行動します。3 消費者の役割を自らの行動で積極的に果たします。



宮 城 県

(別記様式3)

申請年月日 平成 年 月 日

みやぎ食の安全安心消費者モニター登録変更届出書

モニター登録番号	
ふりがな	
氏名	
住所	(〒 -)
FAX番号※1	
変更事項	1 氏名 2 住所 3 電話番号 4 FAX番号 5 その他 ()
変更前の内容	
変更後の内容	

※1 FAXを利用する方は、必ず記入願います。

※2 この申請書に記載された個人情報については、みやぎ食の安全安心消費者モニター制度実施要領に基づく活動を推進する範囲内で適正に使用します。